

週休2日制確保モデル工事実施要領（土木工事）

1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、厚木市が発注する土木工事の工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 発注方式（発注者指定型）

次のいずれかの方式とする。

(1) 現場閉所によるモデル工事

工事現場で現場閉所日を設ける「現場閉所」による通期の週休2日に取り組むことを発注者が指定する方式をいう。

(2) 交替制によるモデル工事

工事現場で技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保する「交替制」による通期の週休2日に取り組むことを発注者が指定する方式をいう。

3 対象工事

全ての工事をモデル工事の対象とし、原則現場閉所によるモデル工事とする。ただし、特に緊急を要する災害復旧工事等は、モデル工事の対象としない。

なお、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、交替制によるモデル工事とすることができる。また、現場閉所によるモデル工事として発注した場合において、受注者が交替制によるモデル工事を希望するときは、現場着手日より前に受発注者間で協議した場合に限り、交替制によるモデル工事に変更することができる。

4 現場閉所によるモデル工事

4-1 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ土曜日と日曜日にも作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

モデル工事において、週休 2 日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

4-2 モデル工事の実施

(1) モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」(別紙 1) を、翌月の 5 日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の 20 日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」(別紙 1) 及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」(別紙 2) を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさは A 3 サイズ以上とする。

記載内容の例

週休 2 日制に取り組む工事
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休 2 日の確保に取り組む工事です。

発注者：厚木市役所
受注者：〇〇〇建設㈱

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「週休 2 日制確保モデル工事実施要領補足事項(土木工事)」(以下「補足事項」という。)(別添)により通期の週休 2 日の経費補正を行う。

月単位の週休 2 日の現場閉所を達成した場合は、契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、通期の週休 2 日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

完全週休 2 日を達成した場合には、「補足事項」(別添)により工事成績評定に反映する。

なお、通期の週休 2 日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」(別添)により減点する。

5 交替制によるモデル工事

5-1 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で休日率が4週8休以上となることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で休日率が4週8休以上となることをいう。

(3) 4週8休以上

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(6) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(7) 休日率

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めることができる。

5-2 モデル工事の実施

(1) モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「休日確保実績報告書」（別紙3）を、翌月の5日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「休日確保実績報告書」（別紙3）及び対象期間全体の「休日確保履行報告書」（別紙4）を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事（交替制）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、工事従事者毎に交替で週休2日の確保に取り組む工事です。

交替制のため、現場は休工（閉所）しない場合があります。

発注者：厚木市役所

受注者：〇〇〇建設(株)

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「補足事項」(別添)により通期の週休2日の経費補正を行う。
交替制による月単位の週休2日を達成した場合は、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、通期の週休2日が達成できなかった場合には、契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

通期の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、「補足事項」(別添)により減点する。

6 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

7 その他

「現場閉所実績報告書」(別紙1)、「現場閉所履行報告書」(別紙2)、「休日確保実績報告書」(別紙3)、「休日確保履行報告書」(別紙4)及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和3年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、令和2年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

附則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

ただし、土木工事標準積算基準書(令和2年8月1日)を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、従前の「週休2日制確保モデル工事実施要領(土木工事)」によるため、市場単価は経費補正の対象としない。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年7月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

ただし、土木工事標準積算基準書(令和5年7月1日)を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）

1 現場閉所によるモデル工事

(1) 経費補正の実施（要領4 4-2 (2) 関係）

当初の設計金額において、下表の経費に通期の週休2日の係数を乗じた補正を行う。
月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の週休2日の係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休2日 (全月現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.04	1.02	1.03	1.05
通期の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	1.02	1.02	1.03

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

(2) 工事成績評定への反映（要領4 4-2 (3) 関係）

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	1点

現場閉所実績	減点
明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－1点

2 交替制によるモデル工事

(1) 経費補正の実施（要領5 5-2 (2) 関係）

当初の設計金額において、下表の経費に通期の週休2日の係数を乗じた補正を行う。
月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の週休2日の係数を乗じた補正を行う。

休日確保実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休2日 (全月休日率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.04	—	—	1.03
通期の週休2日 (休日率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	—	—	1.01

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

(2) 工事成績評定への反映（要領5 5-2 (3) 関係）

休日確保実績に応じて、工事成績評定で下表の減点を行う。

休日確保実績	減点
明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－1点